

日本国 JCM 実施要綱（案）

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）に係る二国間文書（以下「二国間文書」という。）及び同文書に基づき設置される合同委員会において採択される規則及びガイドライン類（以下「規則及びガイドライン類」という。）を踏まえ、日本国 JCM 登録簿の作成及び運用、日本国 JCM 登録簿における JCM クレジットの発行、発行された JCM クレジットの管理その他の必要な事項を定めることにより、日本国における JCM の円滑な実施を図ることを目的とする。

(参照文書なし)

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は次に従う。

用語	定義
移転	日本国 JCM 登録簿に設置された口座において、JCM クレジットの減少の記録を受けること。
規則及びガイドライン類	合同委員会において採択される、JCM の実施に必要な事項を定めた文書。
強制取消	JCM 実施担当府省が、過誤訂正等を目的として、JCM クレジットを強制取消口座に移転することにより、当該 JCM クレジットを移転ができない状態にすること。
強制取消口座	日本国 JCM 登録簿上の口座の一つ。JCM クレジットの強制取消を行うための口座。
口座名義人	日本国 JCM 登録簿において法人保有口座の開設を受けた者。
合同委員会	JCM に係る二国間文書に基づき設置され、日本国及びパートナー国の代表により構成される委員会。JCM に係る規則及びガイドライン類の採択、方法論の承認、プロジェクトの登録及び発行するクレジット量の各国政府への通知を行う。
自主取消	口座名義人又は日本国政府が、JCM クレジットを自主取消口座に移転することにより、当該 JCM クレジットを移転ができない状態にすること。
自主取消口座	日本国 JCM 登録簿上の口座の一つ。JCM クレジットの自主取消を行うための口座。
取得	日本国 JCM 登録簿に設置された口座において、JCM クレジットの増加の記録を受けること。

政府保有口座	日本国 JCM 登録簿上の口座の一つ。日本国 JCM 登録簿において日本国政府が JCM クレジットを保有するための口座。
第三者機関	合同委員会に指定され、提案プロジェクトの妥当性確認及び排出削減及び吸収量の検証を実施する機関。
二国間クレジット制度 (JCM)	日本国及びパートナー国が、JCM に係る二国間文書に基づき運用する制度。パートナー国によっては、二国間オフセット・クレジット制度 (BOCM) と呼ばれる。
二国間文書	日本国政府及びパートナー国政府が、JCM を創設することについて定めた文書。
日本国 JCM 登録簿	JCM クレジットの管理のために、二国間文書、規則及びガイドライン類に従い、JCM 実施担当府省が作成及び運用する電磁的台帳。
パートナー国政府	日本国政府と JCM に係る二国間文書に署名等し、JCM を実施する相手国政府。
発行	合同委員会からの通知に基づき、JCM 実施担当府省が日本国 JCM 登録簿上に、JCM クレジットの増加の記録をすること。
振替	日本国 JCM 登録簿上での JCM クレジットの取得及び移転。
法人保有口座	日本国 JCM 登録簿上の口座の一つ。日本国 JCM 登録簿において法人が JCM クレジットを管理するための口座。
方法論	JCM プロジェクトにより達成される排出削減及び吸収量の計算方法を規定する文書。方法論提案者により提出された提案方法論は、合同委員会により承認され、承認方法論として JCM プロジェクトへ適用される。
無効化	口座名義人又は日本国政府が、自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を評価することを目的として、JCM クレジットを無効化口座に移転することにより、当該 JCM クレジットを移転できない状態にすること。
無効化口座	日本国 JCM 登録簿上の口座の一つ。日本国政府が JCM クレジットを温室効果ガス排出削減目標の達成に活用するための口座。
JCM クレジット	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第 1 条第 6 号に規定する海外認証排出削減量であり、JCM において発行された温室効果ガスの量 (温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあっては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。)
JCM クレジットの管	日本国 JCM 登録簿上での JCM クレジットの取得、保有及び

理	移転。
JCM 実施担当府省	日本国における JCM の実施を担当する府省。
JCM プロジェクト	二国間文書、規則及びガイドライン類に従い、合同委員会によって登録されたプロジェクト。

(各種文書参照)

(日本国における JCM 実施のための文書)

第3条 日本国における JCM は、日本国政府及びパートナー国政府が署名等した二国間文書、規則及びガイドライン類等に基づき、次の各項により策定する文書に従って実施する。

- 2 JCM 実施担当府省は、この要綱に基づき、日本国 JCM 登録簿及び同登録簿において発行される JCM クレジットに関する手続、手順及び様式等を定めるため、日本国 JCM 実施規程（以下「規程」という。）を策定する。
- 3 JCM 実施担当府省は、この要綱及び規程に基づき、JCM 実施担当府省及び日本国 JCM 登録簿において法人保有口座の開設を受けた者（以下「口座名義人」という。）が従うべき事項を定めるため、日本国での JCM 利用に関する約款（以下「約款」という。）を策定する。
- 4 JCM 実施担当府省は、この要綱、規程及び約款の策定後、追加的に規定することが必要となった事項を定めるため、文書を策定することができる。
- 5 JCM 実施担当府省は、この要綱、規程、約款及び前項により策定される文書の改正及び廃止（以下「文書の変更等」という。）を行うことができる。

(参照文書なし)

第2章 JCM の概要

(JCM の目的)

第4条 JCM は、次の各号に掲げる事項を目的として実施する。

- 一 途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本国の貢献を定量的に評価するとともに、日本国の温室効果ガス排出削減目標の達成に活用する。
- 二 地球規模での排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的に貢献する。

(約束草案、二国間の実施規則 (RoI) 参照)

(二国間において日本国政府が講ずる措置)

第5条 日本国政府は、二国間文書に基づき、パートナー国政府とともに、両国の代表者で構成される合同委員会を設置する。

2 日本国政府は、パートナー国政府とともに、二国間文書に基づき、規則及びガイドライン類を採択し、二国間文書、規則及びガイドライン類に従って、合同委員会において次の各号に示す措置その他の必要な措置を講じる。

- 一 第三者機関の指定
- 二 提案方法論の承認（承認された方法論を「承認方法論」という。）
- 三 提案プロジェクトの登録（登録されたプロジェクトを「JCM プロジェクト」という。）
- 四 各国政府へのクレジット発行量の通知

(RoI の C.、項参照)

(JCM クレジットの用途)

第6条 日本国政府は、無効化された JCM クレジットを、日本国の温室効果ガス排出削減目標の達成に活用する。

2 JCM クレジットを保有する口座名義人は、当該クレジットを、次の各号に示す用途に用いることができる。

- 一 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第1条第4号に基づく調整後温室効果ガス排出量の調整
- 二 カーボン・オフセット等への活用
- 三 その他日本国政府の定める用途

(JCM 登録簿調達仕様書の文章参照)

(JCM クレジット発行の対象期間)

第7条 JCM クレジットの発行は、国連気候変動枠組条約による新たな国際枠組みが発効するまでの期間を対象とする。

2 日本国政府は、第1項に定める期間が終了する前に、パートナー国政府と JCM クレジット発行の対象期間の延長について検討し、結論を得る。

(RoI の O.項参照)

(日本国における JCM 実施に係る変更、中止又は終了)

第8条 JCM 実施担当府省は、JCM 実施担当府省の政策変更、その他やむを得ない事情により、日本国における JCM 実施の一部又は全部を変更、中止又は終了することができる。

2 前項の場合において、JCM 実施担当府省は、十分な時間的猶予を確保するよう努め、事前にその旨を告知する。

(昨年度約款案「本制度の変更、中止又は終了」1 参照。元は、J-クレ約款 7 条 1)

第 3 章 日本国 JCM 登録簿

(日本国 JCM 登録簿の作成等)

第 9 条 JCM 実施担当府省は、規則及びガイドライン類に従い、日本国 JCM 登録簿を作成し、規程に定めるところにより、運用する。

- 2 日本国 JCM 登録簿は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調整する。
- 3 JCM 実施担当府省は、規程に定めるところにより、日本国 JCM 登録簿に口座及び JCM クレジットの管理に関する事項を記録する。
- 4 JCM 実施担当府省は、日本国 JCM 登録簿の運用設備の保守又は点検、システム変更、不正アクセス防止措置その他のやむを得ない事由がある場合は、日本国 JCM 登録簿の運用を停止する。

(温対法第 29 条 1 及び 2 項、J-クレ登録簿利用規程第 4 条及び 8 条 3 参照)

(口座の開設)

第 10 条 JCM 実施担当府省は、JCM クレジットの取得、保有及び移転（以下「JCM クレジットの管理」という。）を行うため、次の各号に掲げる口座を開設する。

- 一 法人保有口座
- 二 政府保有口座
- 三 無効化口座
- 四 強制取消口座
- 五 自主取消口座

(温対法第 31 条 1 項参照)

(法人保有口座の開設)

第 11 条 日本国政府が発行した JCM クレジットの管理を行おうとする法人は、日本国 JCM 登録簿に、JCM 実施担当府省による法人保有口座の開設を受けなければならない。

- 2 法人保有口座は、一の法人につき一に限り開設を受けることができる。
- 3 JCM 実施担当府省は、日本国 JCM 登録簿を廃止する場合その他規程に定める場合には、法人保有口座の利用の停止若しくは廃止をすることができる。

(温対法第 32 条 1 及び 2 項参照。3 項は参照文書なし。)

(日本国 JCM 登録簿の廃止)

第12条 JCM 実施担当府省は、第8条に定める JCM の終了その他の事由により、日本国 JCM 登録簿を廃止することができる。

2 前項の規定により日本国 JCM 登録簿を廃止する場合には、JCM 実施担当府省は、あらかじめ口座名義人に対して次の各号に掲げる事項を通知する。

- 一 日本国 JCM 登録簿を廃止する旨
- 二 前号の理由
- 三 その他の必要事項

3 JCM 実施担当府省は当該通知から日本国 JCM 登録簿の廃止まで口座名義人に十分な猶予期間を確保するよう努める。

(昨年度登録簿利用規程案 10 条 4 参照。元は J-クレ登録簿利用規程 10 条 4。第 1 項は参照文書なし)

(情報公開)

第13条 JCM 実施担当府省は、JCM の実施に関する透明性を確保するため、次の各号に掲げる事項を公表する。

- 一 日本国 JCM 登録簿に開設されているすべての法人保有口座の口座番号
- 二 口座名義人の名称、本店等の所在地

2 JCM 実施担当府省は、第10条に定める口座の種類毎に、当該口座に記録されているクレジットの量について定期的に公開する。

(割当量口座簿省令第 15 条参照。2 項は参照文書なし)

第4章 JCM クレジット

(JCM クレジットの発行及び振替)

第14条 JCM クレジットの発行は、第5条第2項第四号の通知に基づき、JCM 実施担当府省が、規程に定めるところにより、JCM クレジットの発行を受ける法人保有口座又は政府保有口座において、当該通知に定められた量の増加の記録をすることにより行う。

2 JCM クレジットの振替は、JCM 実施担当府省が、規程に定めるところにより、日本国 JCM 登録簿において当該 JCM クレジットについての減少又は増加の記録をすることにより行う。

3 JCM クレジットの自主取消及び強制取消は、JCM 実施担当府省が、規程に定めるところにより、日本国 JCM 登録簿の自主取消口座又は強制取消口座において当該 JCM クレジットの増加の記録をすることにより行う。

4 JCM クレジットの無効化は、JCM 実施担当府省が、規程に定めるところにより、日本国 JCM 登録簿の無効化口座において当該 JCM クレジットの増加の記録をすることにより行う。

とにより行う。

(温対法第 34 条 1 項参照。第 1 項、3 項及び 4 項は参照文書なし)

(JCM クレジットの帰属)

第 15 条 JCM クレジットの帰属は、日本国 JCM 登録簿の記録により定まるものとする。

(温対法第 30 条参照)

(JCM クレジットの譲渡の効力発生要件)

第 16 条 JCM クレジットの譲渡は、第 14 条第 2 項の規定に基づく振替により、譲受人が開設を受けた口座に当該譲渡に係る JCM クレジットの増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。

(温対法第 35 条 1 参照)

(保有の推定)

第 17 条 口座名義人は、法人保有口座における記録がされた JCM クレジットを適法に保有するものと推定する。

2 日本国政府は、第 10 条第二号から第五号の口座における記録がされた JCM クレジットを適法に保有するものと推定する。

(昨年度取引規定案「保有の推定」参照。元は温対法第 38 条)

(質権設定の禁止)

第 18 条 JCM クレジットは、質権の目的とすることができない。

(昨年度取引規定案「質権設定」参照。元は温対法第 36 条)

(善意取得)

第 19 条 第 10 条に掲げる口座において JCM クレジットの増加の記録を受けた日本国政府又は口座名義人は、当該 JCM クレジットを取得する。ただし、日本国政府又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(昨年度取引規定案「善意取得」参照。元は温対法第 39 条)

(過誤訂正)

第 20 条 JCM 実施担当府省は、日本国 JCM 登録簿における記録等に過誤を発見した場合、当該訂正による影響が軽微であれば、当該影響を受ける口座名義人に事前に通知することなく当該過誤を訂正することができる。

2 前項の場合において、JCM 実施担当府省は、当該訂正により影響を受ける口座名

義人に対して訂正の内容及び理由を遅滞なく通知する。

- 3 JCM 実施担当府省は、日本国 JCM 登録簿における記録等に過誤を発見した場合で、当該訂正により重大な影響が生じる場合には、口座名義人に対して事前に訂正の内容及び理由を通知した上で、当該過誤を訂正することができる。
- 3 口座名義人は、日本国 JCM 登録簿における記録等に過誤があったことによって利益を得、又は他者に損害を及ぼした場合は、JCM 実施担当府省が求める措置に応じなければならない。

(昨年度登録簿利用規程案 7 条参照。元は J-クレ登録簿利用規程第 7 条)

第 5 章 要綱等の変更

- 第 2 1 条 JCM 実施担当府省は、第 3 条第 5 項による文書の変更等を行った場合には、遅滞なく変更後の文書を公表する。

(昨年度登録簿利用規程案 14 条 1 参照。元は J-クレ登録簿利用規程 14 条)

第 6 章 附則

(施行日)

- 第 2 2 条 この要綱は平成 27 年●月●日から施行する。

(参照文書なし)

日本国 JCM 実施規程（案）

第 1 章 総則

(用語の定義)

第 1 条 この規程において使用する用語の定義は、日本国 JCM 実施要綱（以下「要綱」という。）第 2 条において示すほか、次の定義に従う。

用語	定義
外国法人	内国法人以外の法人。
クレジットブロック	1tCO ₂ 以上のクレジットを固まり（ブロック）として扱う際の単位。クレジットのユニット開始番号からユニット終了番号までで定義される。
口座の利用の停止	日本国 JCM 登録簿上の法人保有口座について、当該口座の口座名義人による日本国 JCM 登録簿上での変更の届出及び JCM クレジットの振替ができない状態にすること。
内国法人	国内に本店又は主たる事務所を有する法人。
ユニット番号	日本国 JCM 登録簿上でクレジットを扱う際の最小の基本単位となる 1tCO ₂ あたりに付与される番号。
JCM クレジットの振替の制限	日本国 JCM 登録簿上の JCM クレジットの全部または一部について、一時的に振替できない状態にすること。

(参照文書なし)

第 2 章 日本国 JCM 登録簿

(日本国 JCM 登録簿の記録事項)

第 2 条 日本国 JCM 登録簿における記録及び通知は英語により行う。

- 2 要綱第 10 条に定める法人保有口座は、口座名義人ごとに区分する。
- 3 前項の各法人保有口座には、次に掲げる事項を記録する。
 - 一 口座番号
 - 二 口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店又は主たる事務所（以下「本店等」という。）の所在地
 - 三 JCM クレジットの管理を行う部署の名称、住所、電子メールアドレス及び電話番号
 - 四 保有される JCM クレジットの識別番号及び数量
 - 五 保有されるクレジットの有効性に関する情報
- 5 要綱第 10 条第二号から第五号に定める口座には、次の各号に掲げる事項を記録す

る。

- 一 口座番号
- 二 保有される JCM クレジットの識別番号及び数量

(温対法第 31 条 2 及び 3 項、割当量口座簿省令第 2 条参照。新 5 項は参照文書なし)

(日本国 JCM 登録簿の運用)

第 3 条 JCM 実施担当府省は、次の事項を定めることができる。

- 一 日本国 JCM 登録簿に係る申請、届出及び請求の受付時間
- 二 日本国 JCM 登録簿の運用時間

2 JCM 実施担当府省は、前項の規定により前項第一号及び第二号を定めた場合、遅滞なく、その内容を告知する。

(J-クレ登録簿利用規程 8 条 1 及び 2 参照)

第 3 章 法人保有口座の開設等

(口座開設)

第 4 条 要綱第 1 1 条に基づき、日本国 JCM 登録簿に法人保有口座の開設を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した様式第一による申請書に、別表第一の左欄に定める法人の区分毎に、右欄に掲げる書類を添付して、日本国 JCM 登録簿に掲示された窓口提出しなければならない。

- 一 法人保有口座の開設を受けようとする法人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表記
- 二 内国法人においては、前号の日本語による表記
- 三 JCM クレジットの管理を行う部署の名称及び住所の英語による表記
- 四 内国法人においては、前号の日本語による表記
- 五 JCM クレジットの管理を行う部署の電子メールアドレス及び電話番号

2 JCM 実施担当府省は、前項の規定による法人保有口座の開設の申請があった場合には、当該申請書又はその添付書類に不備があるときを除き、遅滞なく、日本国 JCM 登録簿に第 2 条第 3 項に定める事項を記録し、法人保有口座を開設する。

3 JCM 実施担当府省は、申請書又はその添付書類に不備がある場合は、遅滞なく、当該申請をした者に対して、相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた法人保有口座の開設を拒否する。

4 JCM 実施担当府省は、第 2 項の規定により法人保有口座を開設したときには、遅滞なく、当該法人保有口座において JCM クレジットの管理を行うために必要な事項をその口座名義人に通知する。

(温対法第 32 条 3、4、5 及び 6 項、割当量口座簿省令第 3 条、行手法第 7 条参照)

(変更の届出)

第5条 口座名義人は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、様式第二による届出書に、別表第一の左欄に定める法人の区分毎に、右欄に掲げる書類を添付して、JCM実施担当府省に提出することにより、届け出なければならない。

- 一 口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語による表記
- 二 内国法人においては、前号の日本語による表記

2 口座名義人は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を、日本国JCM登録簿上で電磁的にJCM実施担当府省に届け出なければならない。

- 一 JCMクレジットの管理を行う部署の名称及び住所の英語による表記
- 二 内国法人においては、前号の日本語による表記
- 三 JCMクレジットの管理を行う部署の電子メールアドレス及び電話番号

3 第1項及び前項の届出があった場合には、JCM実施担当府省は、遅滞なく、記録を変更する。

4 前条第4項の規定は、前項の記録の変更について準用する。

5 口座名義人が第1項及び第2項の届出を怠ったために、前条第4項の通知が延着し又は到達しなかった場合、当該延着又は到達しなかった通知は通常到達すべき時点において到達したものとみなす。

(温対法第33条、割当量口座簿省令第4条、昨年度登録簿利用規程案第11条2(元はJ-クレ登録簿利用規程11条)参照)

(記録事項の証明の請求)

第6条 口座名義人は、JCM実施担当府省に対し、自己の法人保有口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

2 前項の請求を行う場合には、様式第三の請求書に、別表第一の左欄に定める法人の区分毎に、右欄に掲げる書類を添付して、JCM実施担当府省に提出しなければならない。

3 JCM実施担当府省は、第1項の請求があった場合において、遅滞なく、当該請求に係る日本国JCM登録簿に記録されている事項を証明した書面を交付する。

(温対法第40条、割当量口座簿省令第13条参照)

(口座の自主的な廃止)

第7条 口座名義人は、自己の法人保有口座に記録されているJCMクレジットについて、その全部を他の口座に移転した場合には、自己の法人保有口座の廃止を申請することができる。

2 前項の申請を行う場合には、様式第四の申請書に、別表第一の左欄に定める法人の

区分毎に、右欄に掲げる書類を添付して、JCM実施担当府省に提出しなければならない。

- 3 JCM実施担当府省は、第1項の申請があった場合には、当該申請に係る法人保有口座を廃止する。

(割当量口座簿省令第14条参照)

(口座の利用停止)

第8条 JCM実施担当府省は、口座名義人が次の各号のいずれかに該当する場合には、要綱第11条第3項に基づき、当該口座名義人による日本国JCM登録簿上の口座の利用を停止させることができる。

- 一 虚偽の申請若しくは届出を行った場合
- 二 必要な届出を行っていない場合
- 三 その他要綱等に対する重大な違反を行った場合

- 2 JCM実施担当府省は、前項の規定により利用を停止させた場合には、遅滞なく、その利用を停止させた当該口座名義人にその旨を通知する。

(昨年度登録簿利用規程案第10条1参照。元はJ-クレ登録簿利用規程第10条1)

(口座の強制的な廃止)

第9条 JCM実施担当府省は、次の各号のいずれかに該当する場合には、要綱第11条第3項に基づき、口座名義人の法人保有口座を廃止することができる。

- 一 要綱第12条第1項によりJCM実施担当府省が日本国JCM登録簿の運用を廃止する場合
- 二 前条による法人保有口座の利用の停止に係る通知の発出した日から起算して30日以内に口座名義人が利用の停止の原因となった違反状態を解消できなかった場合

- 2 JCM実施担当府省は、前項の規定により法人保有口座を廃止するときには、当該口座名義人に通知する。

- 3 当該口座名義人は、第1項第二号の場合において、廃止される口座に記録されたJCMクレジットにつき、前項による通知が発出された日から30日以内に、第13条に基づく移転の手続を行う。上記期間内にJCMクレジットの移転がなされない場合には、JCM実施担当府省は、無効化口座に移転する等の措置を講ずる。

(昨年度登録簿利用規程案第10条2及び3参照。元はJ-クレ登録簿利用規程10条2及び3)

第4章 JCMクレジットの発行等

(JCM クレジットへの記録事項)

第10条 JCM実施担当府省は、要綱第14条第1項によるJCMクレジットの発行にあたり、口座に記録されるJCMクレジットに、次の各号に掲げる識別番号を記録する。

- 一 制度記号
- 二 ホスト国名コード
- 三 JCM クレジット発行国名コード
- 四 クレジットブロックのユニット開始番号
- 五 クレジットブロックのユニット終了番号
- 六 JCM プロジェクト番号
- 七 JCM クレジット発行回数
- 八 JCM クレジット発行年
- 九 排出削減年

(J-クレ登録簿利用規程3条3参照)

(JCM クレジットの振替の制限)

第11条 JCM実施担当府省は、次の各号に掲げる場合には、当該JCMクレジットの振替を行わないことができる。

- 一 口座名義人の JCM クレジットについて、裁判所により差押命令その他振替の制限に関する命令が発せられた場合
- 二 JCM クレジットの発行に重大な瑕疵があった場合
- 三 JCM クレジットの振替において要綱等に対する重大な違反が判明した場合

2 JCM実施担当府省は、前項の規定により法人保有口座にあるJCMクレジットの振替を制限した場合には、遅滞なく、当該法人保有口座の口座名義人にその旨を通知する。

(参照文書なし)

(口座の強制的な廃止又は JCM クレジットの振替の制限をしようとする場合の手続)

第12条 JCM実施担当府省は、第9条第1項第二号の規定に基づき法人保有口座を廃止しようとする場合又は前条第1項第三号の規定に基づきJCMクレジットの振替の制限を行う場合には、次の各号に掲げる場合を除き、当該措置の名あて人となる口座名義人に対して、聴聞を行うための手続を執る。

- 一 公益上緊急に、法人保有口座を廃止又は JCM クレジットの振替を制限する必要がある場合
- 二 相当な努力を払っても名あて人となる口座名義人と連絡することができない場合

(行手法第13条参照)

第5章 JCMクレジットの振替

(他の保有口座への移転、無効化及び自主取消)

第13条 要綱第14条第2項のJCMクレジットの振替の申請は、振替によりその法人保有口座において減少の記録がされる口座名義人が、JCM実施担当府省に対して行わなければならない。

- 2 口座名義人は、保有するJCMクレジットを、他の者に代わり無効化することができる。
- 3 本条第1項の申請をする口座名義人は、次に掲げる事項を日本国JCM登録簿上で電磁的に記載しなければならない。
 - 一 当該振替が次の各号のいずれに該当するかの別
 - イ 他の保有口座への移転
 - ロ 無効化
 - ハ 自主取消
 - 二 当該振替により増加の記録がされるべき口座（以下「振替先口座」という。）
 - 三 当該振替において減少又は増加の記録がされるべきJCMクレジットブロック及びJCMクレジットの数量
 - 四 当該振替が前項に定める他のものに代わる無効化を目的とする場合には、その旨並びに当該他者の名称及び本店等の所在地
- 4 本条第1項の申請があった場合には、JCM実施担当府省は、遅滞なく、次に掲げる措置を執る。
 - 一 口座名義人の法人保有口座の前項第三号のJCMクレジットについての減少の記録
 - 二 振替先口座の前項第三号のJCMクレジットについての増加の記録
 - 三 前項第四号の記載がある場合には、その記録

(温対法第34条2、3及び4項、割当量口座簿省令第5条、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法を定める件（H22告示4号）第三2参照)

(強制取消)

第14条 JCM実施担当府省は、要綱第20条に定めるところにより、JCMクレジットの強制取消を行う場合には、次に掲げる措置を執る。

- 一 当該JCMクレジットについての減少の記録
- 二 強制取消口座の当該JCMクレジットについての増加の記録

(参照文書なし)

第6章 附則

(効力発効日)

第15条 この規程は、要綱の施行日から効力を生ずる。

(昨年度登録簿利用規程案附則参照)

別表第一 (第4条、第5条、第6条及び第7条関係)

内国法人	日本語による、口座名義人の登記事項証明書及び印鑑証明書
外国法人	英語又は日本語による、口座名義人が本店等の所在地を有する国（以下「本国」という。）で適法に設立及び存在することについて記した本国官庁の認証がある文書【又は本国の公証人の下で作成された宣誓供述書】 (確認中)

様式

第一 法人保有口座の開設の申請書

第二 重要な事項の変更の届出書

第三 記録事項の証明の請求書

第四 法人保有口座の廃止の申請書

日本国での JCM 利用に係る約款（案）

総則

- 第1条 JCM 実施担当府省及び法人保有口座の名義人（法人保有口座の開設を受けた者をいう。以下「口座名義人」という。）は、日本国における二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）の実施に当たり、法令を遵守し、「日本国 JCM 実施要綱」（以下「要綱」という。）、「日本国 JCM 実施規程」（以下「規程」という。）、この約款及び要綱第3条第4項により策定された文書（以下「要綱等」という。）並びに要綱第3条第5項により改正された文書に定められた事項に従わなければならない。
- 2 要綱等に定めがない場合、口座名義人は、JCM 実施担当府省の指示に従わなければならない。

（昨年度約款案「制度利用に当たっての合意事項」柱書及び「約款の変更」2 参照。元は、J-クレ約款3条柱書及び6条2参照）

定義

- 第2条 この約款において使用する用語の定義は、要綱第2条及び規程第1条において示す。

（参照文書なし）

用語の定義は要綱及び規程に記載した定義に従う。本約款で新たに出現する用語のみ本条に必要な応じて追記する（現時点では追記なし）。

口座名義人の地位の譲渡及び担保差し入れ

- 第3条 口座名義人は、規程に基づく口座名義人たる地位及び権利義務の第三者に対する譲渡、移転、担保差し入れその他の処分又は口座名義人の名義貸しを行うことはできない。

（昨年度登録簿利用規程案第12条参照。元はJ-クレ登録簿利用規程12条）

情報の提供

- 第4条 口座名義人は、JCM実施担当府省により、情報の提出が求められたときは、日本国JCM実施に必要な範囲で、速やかにJCM実施担当府省の指示に従わなければならない。

（昨年度約款案「制度利用に当たっての合意事項」2 参照。元はJ-クレ約款3条2）

個人情報

- 第5条 JCM 実施担当府省は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」又は「環境省所管事業分野にお

ける個人情報保護に関するガイドライン」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」を遵守する。

- 2 口座名義人は、JCM 実施担当府省が、日本国 JCM 実施に必要な範囲で、口座名義人の情報を関係者に提供することをあらかじめ承諾しなければならない。

(昨年度約款案「個人情報」参照。元は J-クレ約款 4 条)

免責事項

第 6 条 口座名義人による日本国における JCM の実施に伴い、何らかの経済的又は社会的問題等が発生した場合には、全て口座名義人の責任で対処しなければならない。

また、日本国における JCM の実施により、口座名義人において損失が生じても、JCM 実施担当府省に重大な過失がない限り、口座名義人は JCM 実施担当府省に対して一切の責任分担を求めない。

- 2 JCM 実施担当府省は、要綱第 8 条に基づき、国内外の政策の変更等により日本国における JCM の実施を変更、終了又は中止した場合、当該変更、終了又は中止により口座名義人に損害が発生しても、一切の責任を負わない。
- 3 JCM 実施担当府省は、要綱第 3 条第 5 項に基づき、文書の変更等を行った場合、当該文書の変更等により口座名義人に発生した損害につき、一切の責任を負わない。
- 4 JCM 実施担当府省は、口座名義人の JCM クレジットにつき差押えを行う等の裁判所等の命令の送達を受け、これに従って行動した場合、口座名義人その他の第三者に発生した損害につき、一切の責任を負わない。
- 5 天変地異その他の不可抗力、通信機器の障害（一時的なものであるか否かを問わない。）、口座名義人との間の通信回線（有線、無線を問わない。）の障害、インターネットサービスプロバイダーの役務提供に係る障害、コンピューターウィルスの介在、権限のない第三者による不当な口座利用、インターネット閲覧のためのアプリケーションの不具合等に起因して又は関連して記録等の遅延、不能又はこれらに関する誤処理がなされたことにより口座名義人に発生した損害につき、JCM 実施担当府省に重大な過失がないかぎり、JCM 実施担当府省は一切の責任を負わない。
- 6 JCM 実施担当府省は、第 1 項から第 5 項以外の場合において、日本国における JCM の実施に係る行為により発生した損害につき、重大な過失がないかぎり一切の責任を負わない。

(昨年度登録簿利用規程案 13 及び 14 条、昨年度約款案「免責事項」及び「本制度の変更、中止又は終了」参照。元は、J-クレ登録簿利用規程 13 条及び 14 条、J-クレ約款 5 及び 7 条)

暴力団排除

第 7 条 JCM 実施担当府省は、口座名義人が次の各号の一に該当すると認められるとき

は、当該口座名義人の法人保有口座の廃止、当該口座名義人のJCMクレジットの振替の制限、それらの措置の公表等を行うことができる。

- 一 口座名義人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（省庁の委託業務契約書等）

準拠法及び管轄裁判所

第8条 この約款の準拠法は、日本法とする。

- 2 JCM 実施担当府省及び口座名義人は、この約款に定めのない事項及びこの約款に関して生じた疑義又は紛争等については、JCM 実施担当府省と口座名義人の間で十分協議の上、その解決に向けて努力しなければならない。
- 3 この約款及び特約に基づく権利及び義務について、第2項に定める協議によって解決できない事項がある場合は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（昨年度約款案「準拠法及び管轄裁判所」参照。元は、J-クレ約款8条）

附則

- 1 この約款は、要綱の施行日から効力を生ずる。